

6月定例議会 町政報告

令和2年度第4回小坂町議会が6月10日から16日までの会期で開かれ、
条例制定・補正予算等21議案が可決されました。
町政報告の要旨をお伝えします。

町政報告要旨

▼新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症への町の対応等につきまして、1月以降の動きについて報告します。

今後、新型コロナウイルス感染症の終息をめざしての対応は、当分続くものと考えていますので、国や県の方針を見極めながら、感染拡大を防ぐ対策や支援策を適切に実施していきたいと思えます。

【1月以降の動き】

2019年12月 新型コロナウイルスに関連した感染症が国内外で多数発生。

町1月27日 「新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議」を開催。

町ホームページ及び広報こさかを活用して、啓発を実施。

県2月7日 「新型コロナウイルス感染症対策に係る秋田県危機管理対策本部」を設置。

町2月10日 「小坂町新型コロナウイルス感染症対策に関する警戒本部（本部長 総務課長）」を設置。

町2月25日 感染症対策としての手洗いや咳エチケットの励行、症状がみられる場合の対応についてのチラシを全世帯に配付。

国2月25日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が示され、それに基づき、全国の小中学校、高校及び特別支援学校の3月2日から春休みに入るまでの臨時休校を要請。

町3月4日 小坂小・中学校においても春休みに入るまで休校とした。

町3月6日 県内で初めて感染者が発生。

町3月6日 「小坂町新型コロナウイルス感染症対策本部（本部長町長）」を設置。

町3月10日 感染予防の徹底を図る必要があることから、第2報の町民向けのチラシを全世帯に配付。

町ホームページ、ツイッター、フェイスブック、防災メール、緊急告知FMラジオを活用して、広く周知を図る。

国4月16日 新たに秋田県を含む40道府県の全域を対象に、5月6日までを期限として、新型インフルエンザ等対策特別置法に基づく緊急事態宣言を発令。

県4月17日

町4月20日

町4月22日

国5月4日

国5月7日

国5月14日

町5月15日

国5月25日

県5月26日

町5月29日

▼その他

○新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている事業者等及び町民に対する支援策として、次の経費について補正予算で対応。

・一般会計補正予算（第1号）

「小坂町新型コロナウイルス感染症対応資金利子助成金」

・一般会計補正予算（第2号）

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく「特別定額給付金」及び「子育て世帯臨時特別給付金」

・一般会計補正予算（第3号）

町が独自に感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援するための支援策に係る経費。

○町税の徴収猶予制度や、十和田湖地区の下水道使用料の支払猶予及び固定資産税の減免などの支援策を実施。